

自動車税額表（令和元年9月30日以前に新車新規登録）

〔自家用〕

（単位：円）

区分		標準税率	重課
乗 用 車	電 気 自 動 車	29,500	—
	1 ℓ 以下	29,500	33,900
	1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	34,500	39,600
	1.5 ℓ 超 2 ℓ 以下	39,500	45,400
	2 ℓ 超 2.5 ℓ 以下	45,000	51,700
	2.5 ℓ 超 3 ℓ 以下	51,000	58,600
	3 ℓ 超 3.5 ℓ 以下	58,000	66,700
	3.5 ℓ 超 4 ℓ 以下	66,500	76,400
	4 ℓ 超 4.5 ℓ 以下	76,500	87,900
	4.5 ℓ 超 6 ℓ 以下	88,000	101,200
6 ℓ 超	111,000	127,600	
普 通 ト ラ ク ク 	1 t 以下	8,000	8,800
	1 t 超 2 t 以下	11,500	12,600
	2 t 超 3 t 以下	16,000	17,600
	3 t 超 4 t 以下	20,500	22,500
	4 t 超 5 t 以下	25,500	28,000
	5 t 超 6 t 以下	30,000	33,000
	6 t 超 7 t 以下	35,000	38,500
	7 t 超 8 t 以下	40,500	44,500
	8 t 超 9 t 以下	46,800	51,400
	9 t 超 10 t 以下	53,100	58,300
	10 t 超 11 t 以下	59,400	65,200
	11 t 超 12 t 以下	65,700	72,100
	12 t 超（1t当たりの加算額）	6,300	6,900
	けん引車 8 t 超（1t当たりの加算額）	20,600	22,600
けん引車 8 t 以下	10,200	—	
けん引車 8 t 超（1t当たりの加算額）	5,100	—	
貨 客 兼 用 車	1 t 以下	16,000	17,600
	1 t 超 2 t 以下	19,500	21,400
	2 t 超 3 t 以下	24,000	26,400
	3 t 超 4 t 以下	28,500	31,300
小 型 四 輪 ト ラ ク ク	1 t 以下	13,200	—
	1 t 以下	13,200	14,500
	1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	14,300	15,700
	1.5 ℓ 超	16,000	17,600
	1 t 以下	16,700	18,300
	1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	17,800	19,500
	2 t 1.5 ℓ 超	19,500	21,400
	1 t 以下	8,000	8,800
	1 t 超 2 t 以下	11,500	12,600
	2 t 超 3 t 以下	16,000	17,600
バ ス	けん引車	10,200	11,200
	被けん引車	5,300	—
	20 人 以下	12,000	13,200
	21 人 ～ 30 人	12,000	13,200
	31 人 ～ 40 人	14,500	15,900
	41 人 ～ 50 人	17,500	19,200
	51 人 ～ 60 人	20,000	22,000
	61 人 ～ 70 人	22,500	24,700
	71 人 ～ 80 人	25,500	28,000
	80 人 超	29,000	31,900
	20 人 以下	33,000	36,300
	21 人 ～ 30 人	33,000	36,300
	31 人 ～ 40 人	41,000	45,100
	41 人 ～ 50 人	49,000	53,900
51 人 ～ 60 人	57,000	62,700	
61 人 ～ 70 人	65,500	72,000	
71 人 ～ 80 人	74,000	81,400	
80 人 超	83,000	91,300	
特 種 用 途 車	1 ℓ 以下・電気自動車	23,600	27,100
	1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下	27,600	31,700
	1.5 ℓ 超 2 ℓ 以下	31,600	36,300
	2 ℓ 超 2.5 ℓ 以下	36,000	41,400
	2.5 ℓ 超 3 ℓ 以下	40,800	46,900
	3 ℓ 超 3.5 ℓ 以下	46,400	53,300
	3.5 ℓ 超 4 ℓ 以下	53,200	61,100
	4 ℓ 超 4.5 ℓ 以下	61,200	70,300
	4.5 ℓ 超 6 ℓ 以下	70,400	80,900
	6 ℓ 超	88,800	102,100
	普通自動車	27,500	30,200
	小型自動車	13,000	14,300
	普通被けん引車	10,200	—
	小型被けん引車	5,300	—
三 輪 の 小 型 自 動 車	1 t 以下のもの又は最大積載量の定めのないもの	6,000	6,900
	1 t 超	8,000	9,200
	けん引車	5,300	6,000
	被けん引車	5,300	—

（注）1. 貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものをいう。

（例、ライトバン、ダブルピック）

2. 通学用バスとは、学校、幼稚園が所有しもっぱら児童、生徒等の通学用に使用するものをいう。

3. ローターエンジン車は、「車室容積×ローター数×1.5」により算出した数値を総排気量と見なして、税率を適用する。（貨客兼用車も含む。）